

投票区の見直し(素案)に関するパブリックコメントについて《意見募集》

市選挙管理委員会では、市内の投票区の均衡、公平性の確保並びに行財政改革の観点から、市内全域を対象とした投票区（投票所）の見直し作業を進めてきました。

このほど、その素案を作成しましたので、投票区の見直し案に対するご意見を募集します。

1. 見直しの概要

(1) 現状と課題

投票区とは、選挙を行う際に、投票日にどこの投票所で投票できるかを定めたものです。現在の投票区については、旧町の投票区をそのまま引き継いだもので、市内全域で計28箇所の投票区となっています。

これらの投票区は、市全体でみると、有権者数、投票所までの距離、投票所の数などにおいて不均衡が生じています。また、大規模投票所においては、適正な事務に支障をきたす恐れがあり、小規模投票所においては、投票立会人の確保が困難であるなどの問題も生じています。

また、施設が古く段差があるなどバリアフリー化が未整備であったり、駐車場が手狭など、必ずしも投票しやすい環境とは言えない投票所もあります。

さらに、国の選挙執行経費が削減されるなど、一層の経費削減が求められており、投票区の見直しによる選挙事務の適正化は喫緊の課題となっています。

(2) 見直しの考え方（基準）

◇見直しの対象区域は市内全域としますが、衆議院小選挙区の区域が分かれていることから、旧町単位の区域内での見直しとします。

なお、自治医大駅周辺の投票区（第28投票区等）については、衆議院小選挙区の区域が統合された時点で改めて見直しを行います。

◇投票区は、原則、小学校の通学区域を基準とします。

ただし、選挙人の数や投票所までの距離などを考慮して、分割・統合をすることもできることとします。

◇1投票区の適正な規模は、概ね有権者数1,000人から4,000人として見直します。

◇投票所は、なるべく小中学校や公民館等の公共施設とします。また、バリアフリー化され、駐車場のある施設とします。

(3) 具体的な見直し案

《南河内地区》

①第1投票区（薬師寺小学校）のうち下原の区域を、第2投票区（仁良川コミュニティセンター）に統合し、投票所を「南河内公民館」に変更します。

②第4投票区（町田公民館）及び第5投票区（谷地賀公民館）を、第1投票区（薬師寺小学校）に統合します。また、平成24年執行予定の栃木県知事選挙より、投票所を「薬師寺小学校」から「道の駅しもつけ」に変更します。

③第7投票区（絹板台公民館）を、第8投票区（吉田西小学校）に統合します。

④第9投票区（吉田東小学校）を、第6投票区（南河内東公民館）に統合します。

⑤第11投票区（緑小学校）を、「グリーンタウンコミュニティセンター」投票所と「緑小学校」投票所に分割します。

《石橋地区》

①第19投票区（石橋公民館）のうち石町の区域を、第12投票区（石橋庁舎プレハブ室）に、本町の区域を第13投票区（石橋小学校）に統合します。

②第14投票区（中大領構造改善センター）を、第13投票区（石橋小学校）に統合します。

③第13投票区（石橋小学校）の投票場所を、「学童保育棟」から「石橋小学校体育館」に変更します。

④第15投票区（古山小学校）を、「古山小学校」投票所と「兎山館」投票所に分割します。

《国分寺地区》

①第24投票区（関根井公民館）を、第22投票区（国分寺公民館）に統合します。

②第26投票区（国分寺武道館）及び第27投票区（コミュニティセンター東方館）を統合し、投票所を「コミュニティセンター友愛館」とします。

